

資料2

社会福祉連携推進法人制度等について

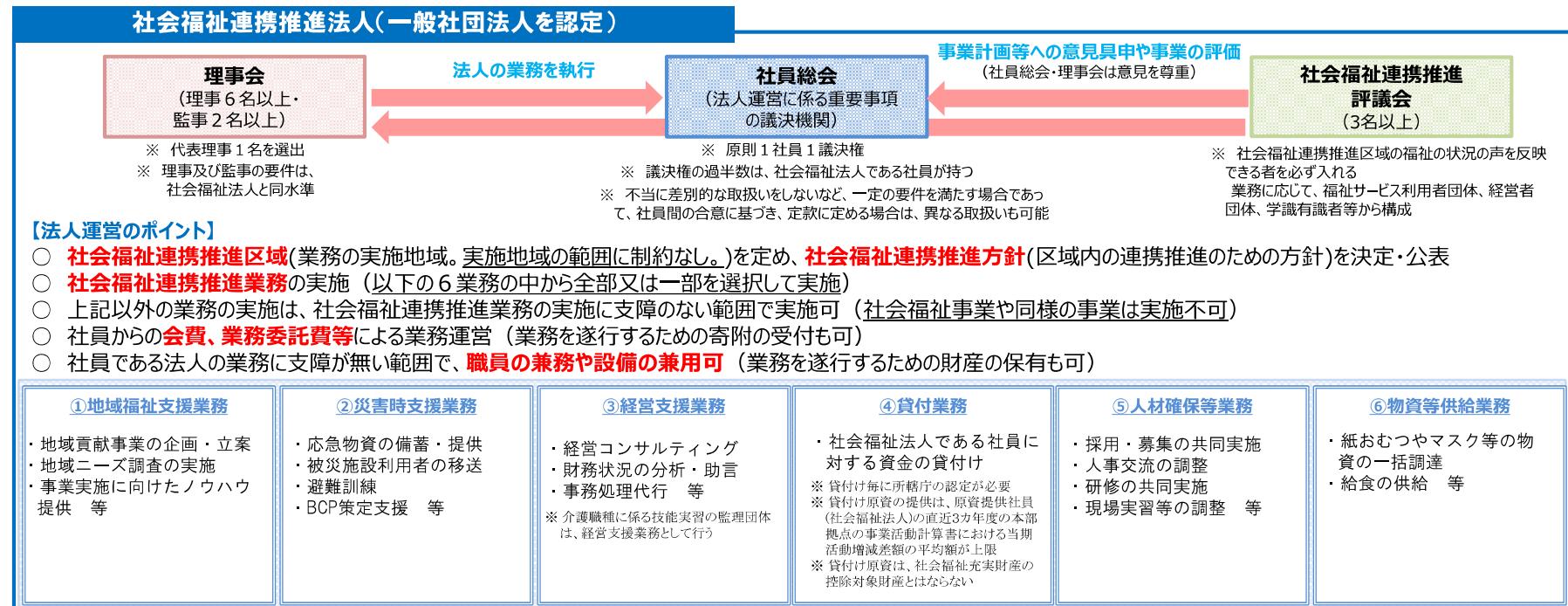
(令和7年度社会福祉法人指導監査説明会、研修会 資料)

島根県健康福祉部地域福祉課

福祉基盤・指導監査スタッフ

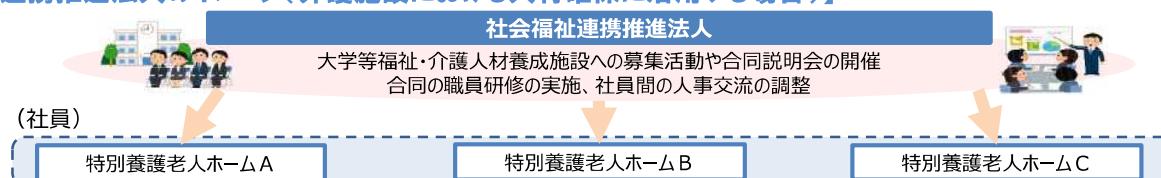
社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

低 ↑

↓ 高

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➤ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➤ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➤ 社会福祉法人の経営基盤を強化するため必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重（連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とするなど）などを定款に定めることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 限定なし（活動区域は指定） 		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間が要する。（合併は年間10件程度） 	<ul style="list-style-type: none"> (合併) ・社会福祉法人（事業譲渡） ・限定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難 	限定なし		<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

社会福祉連携推進法人に期待される役割について

地域共生社会への視点

- 地域共生社会の実現に向け、法人の施設種別を超えた取組を構想



経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスを提供するため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策を検討



選択肢のひとつとして

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を
できるところから始めて着実に育てる

人口減少等の局面にあっても、未来へと繋がっていく地域づくりのプラットフォームへ

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしてまいりたい。

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 様数法人が共同で一定の業務を行うことによるスケールメリットの導入、経営コストの削減



② 様数法人が負担する会費等で運営される事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による地域に不足するサービス資源の創出



③ 連携推進法人としてのブランディングによる地域住民・求職者への訴求力強化



個々の社員(社会福祉法人等)
の経営基盤強化

⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等他法人が保有するサービス資源の共有



④ サービス手法、人材育成、新規事業所開設等他法人のノウハウの共有



認定通知におけるポイント(認定通知P1～P2)

〈連携推進法人制度創設の趣旨〉

- 今後、地域住民の多様な福祉ニーズに対応し、地域共生社会の実現を図っていくためには、
 - ・ 関係機関の連携の深化と、
 - ・ 人口減少等の地域の在り方の変化を見据えた、社会福祉法人の持続可能な経営の確立がキーワード。
- これまでの法人間の連携の手法は、
 - ・ 個々の法人による自主的な連携、
 - ・ 社会福祉協議会を介した連携
 - ・ 合併・事業譲渡があるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘。
- これらを踏まえ、新たな連携の手法の選択肢として、連携推進法人制度を創設することとし、これにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することを期待。

連携推進法人の行う業務①

	社会福祉連携推進業務			
	①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務
内容	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
業務の要件	① 地域福祉の推進に係る取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること	① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を経営する社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援すること	① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること ② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること	① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること
業務の着眼点	いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務	災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務	社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務	社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費の貸付け
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施 ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供 ・ 取組の実施状況の把握・分析 ・ 地域住民に対する取組の周知・広報 ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整 ・ 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時支援ニーズの事前把握 ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施 ・ 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施 ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供 ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整 ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整 ・ 地方公共団体との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 ・ 社員の財務状況の分析・助言 ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行 ・ 社員の施設等における外国人材の受け入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。） 	

連携推進法人の行う業務②

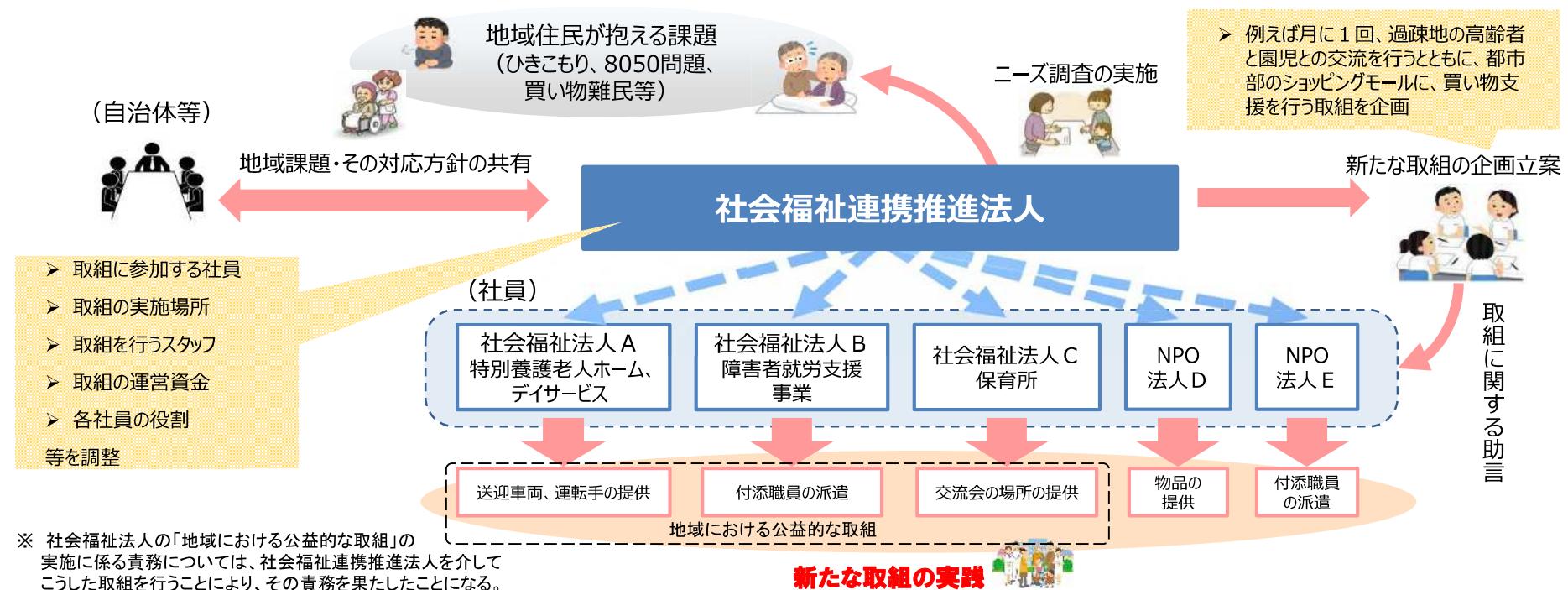
	社会福祉連携推進業務		その他業務 社会福祉連携推進業務以外の業務であって、社会福祉連携推進業務に関連するもの (例：社員以外に社会福祉連携推進業務と同様の役務を提供する場合や、広く社会一般を対象とした調査研究・出版等の業務を行う場合等)
	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務	
内容	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給	
業務の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援 or ・ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他業務を行う場合は以下の要件を満たすことが必要。 ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと
業務の着眼点	社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務	社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務	
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員合同での採用募集 ・ 出向等社員間の人事交流の調整 ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整 ・ 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整 ・ 社員合同での研修の実施 ・ 社員の施設等における外国人材の受け入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達 ・ 社員の施設等で提供される給食の供給 	

① 地域福祉支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、

- ・**地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
- ・**ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
- ・**取組の実施状況の把握・分析**
- ・**地域住民に対する取組の周知・広報**
- ・**社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**

等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
 - ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

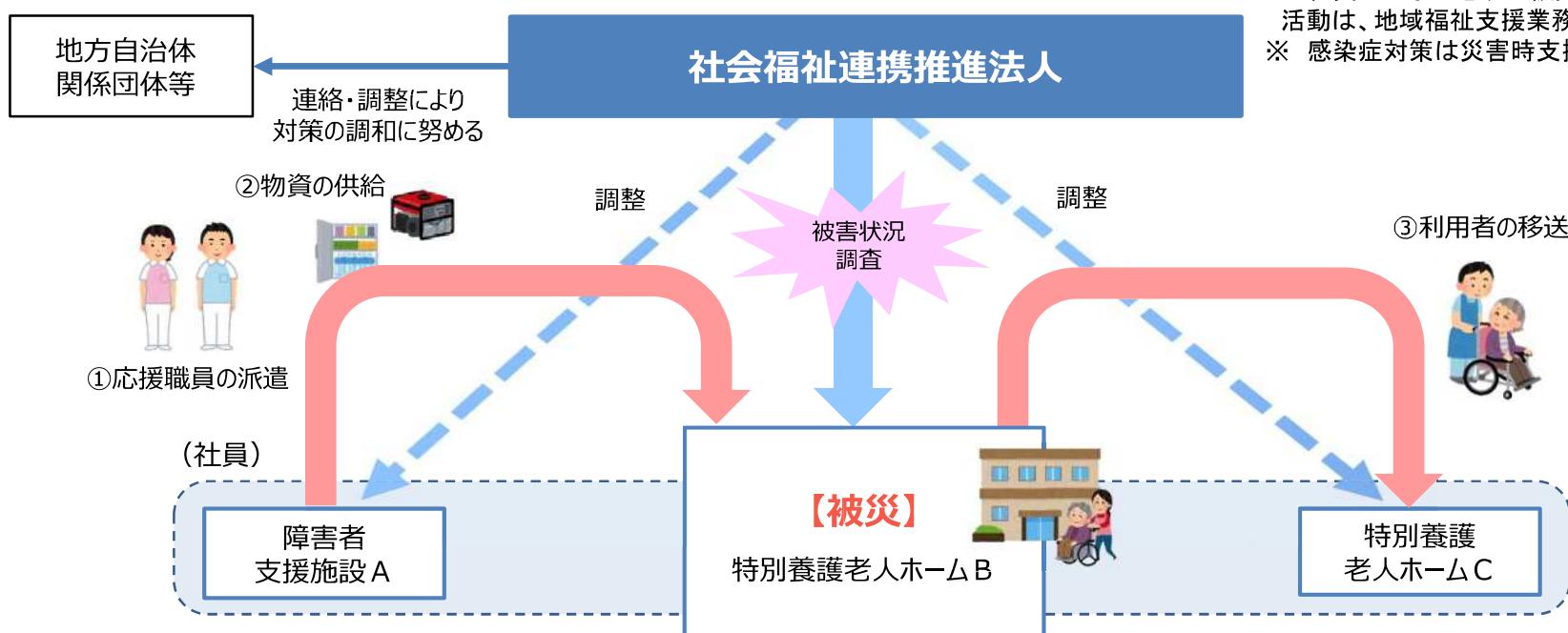
② 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ニーズの事前把握
- ・BCPの策定や避難訓練の実施
- ・被災施設に対する被害状況調査の実施
- ・被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・被災施設の利用者の他施設への移送の調整
- ・被災施設で不足する人材の応援派遣の調整
- ・地方自治体との連絡・調整

等の業務(※)が該当する。

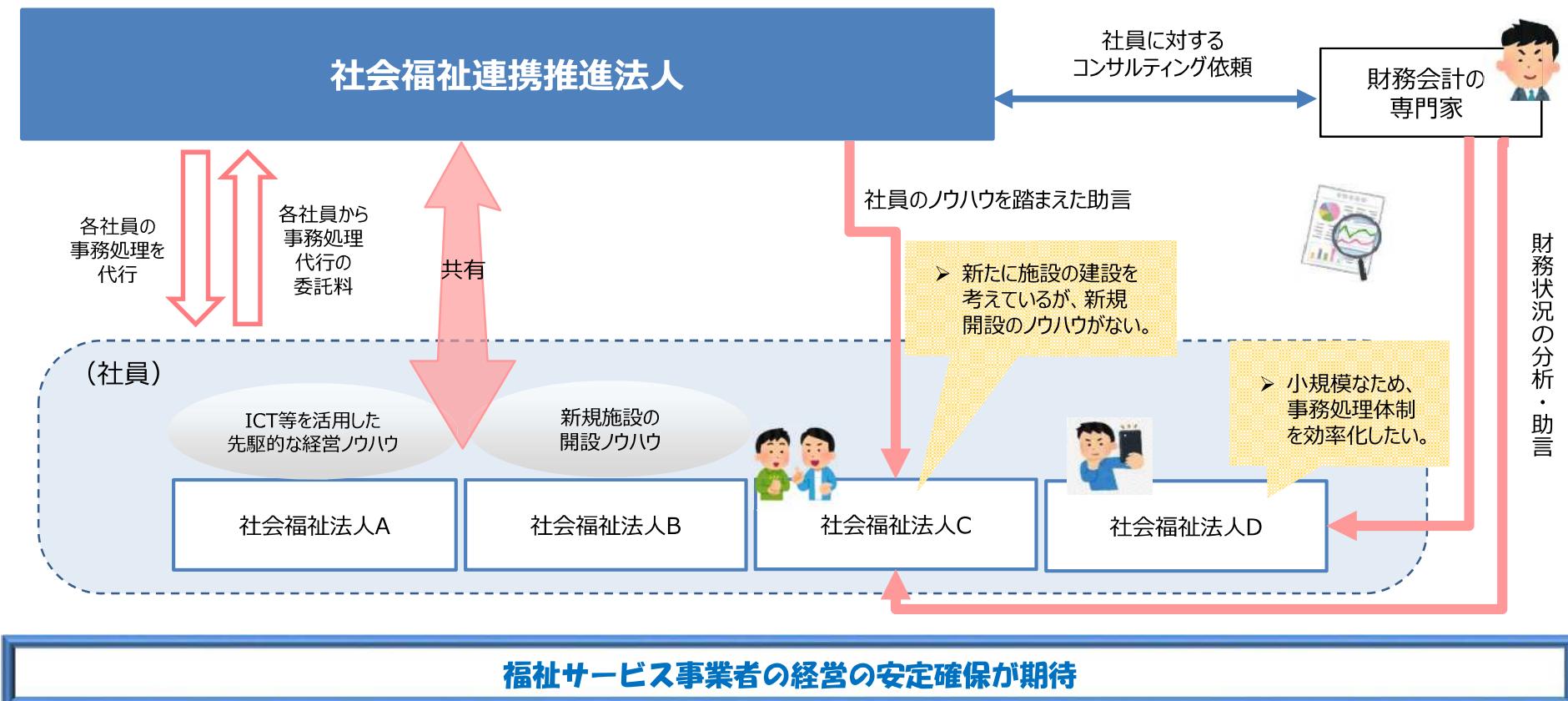
※ 社員ではない地域の被災者に対する支援活動は、地域福祉支援業務として行う。
※ 感染症対策は災害時支援業務に該当する。



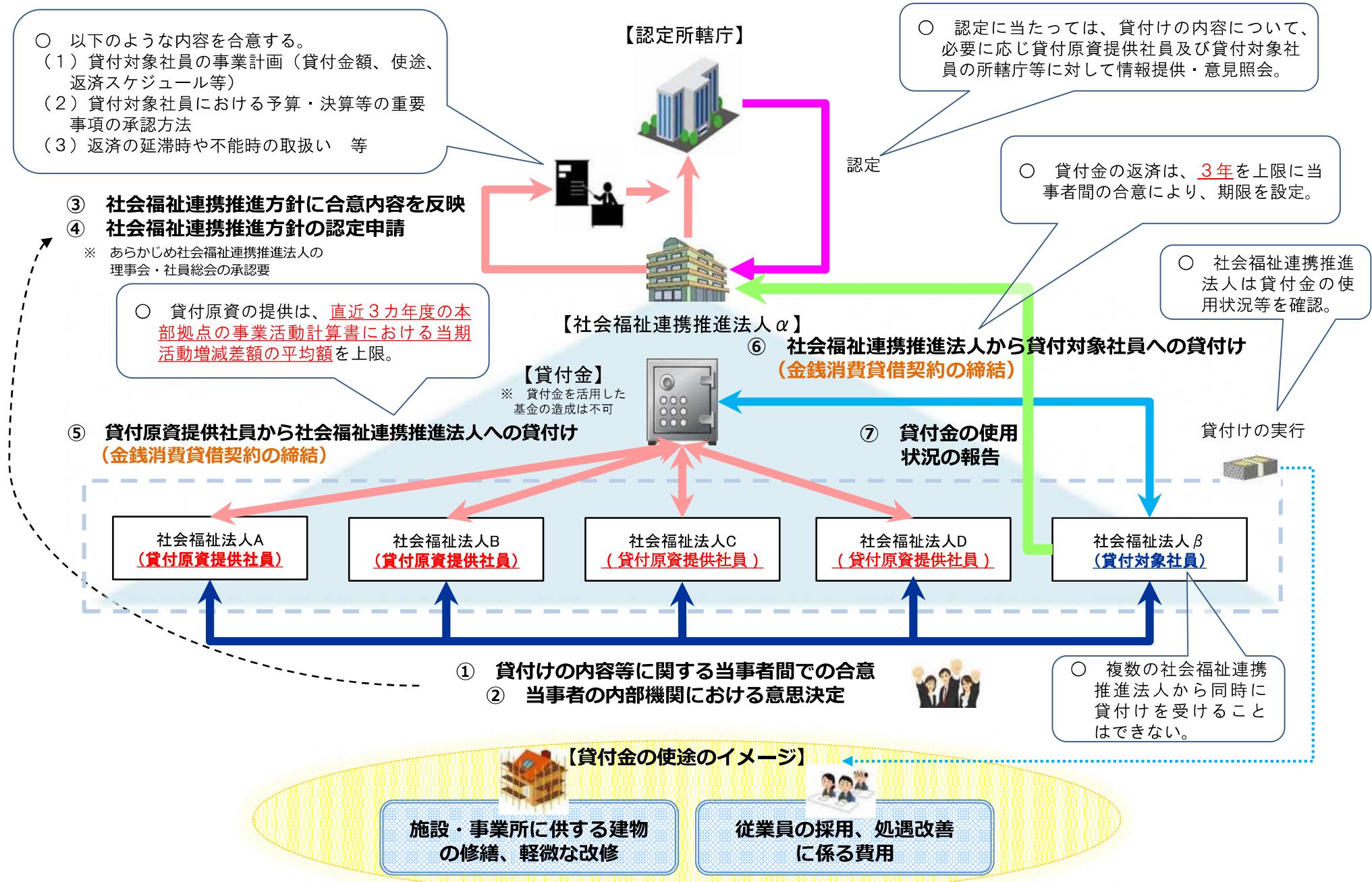
福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

③ 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・**社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施**
 - ・**賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施**
 - ・**社員の財務状況の分析・助言**
 - ・**社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援**
 - ・**社員の特定事務に関する事務処理の代行**
- 等の業務が該当する。



④ 貸付業務のイメージ

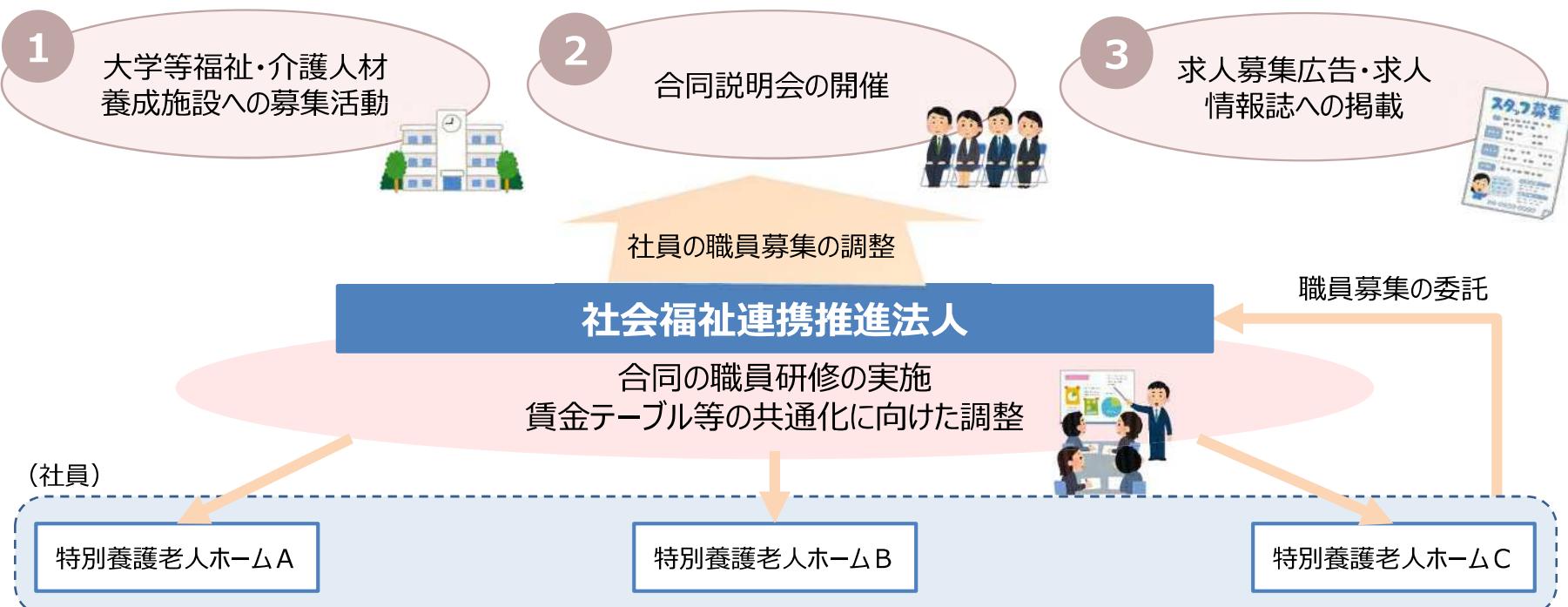


⑤ 人材確保等業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、

- ・ **社員合同での採用募集**
 - ・ **出向等社員間の人事交流の調整**
 - ・ **賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整**
 - ・ **社員の施設における職場体験、現場実習等の調整**
 - ・ **社員合同での研修の実施**
 - ・ **社員の施設における外国人材の受け入れ支援**
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

⑥ 物資等供給業務のイメージ

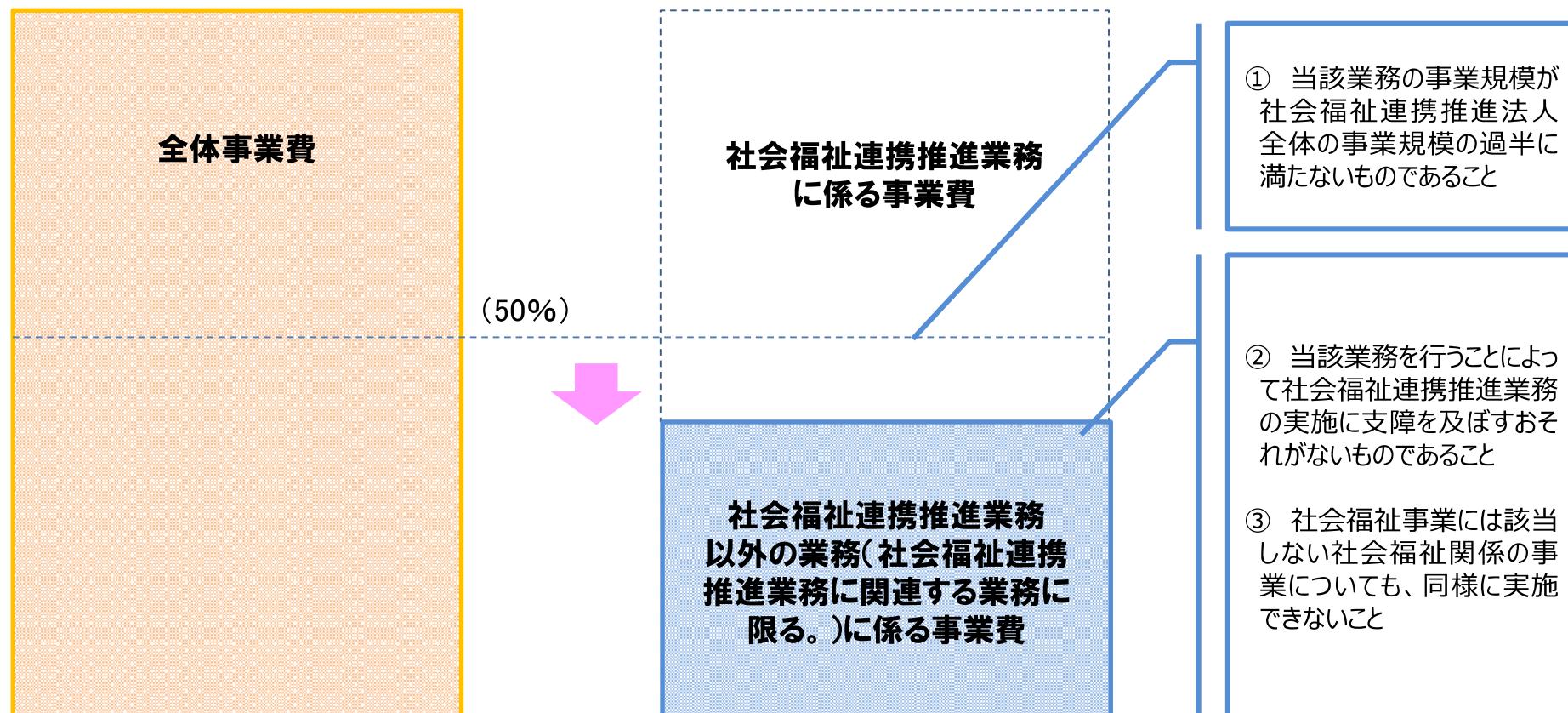
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、
- ・紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
 - ・介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
 - ・介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
 - ・社員の施設で提供される給食の供給
- 等の業務が該当する。



⑦ 社会福祉連携推進業務以外の業務

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関する業務を行うことは可能とする。
- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
 - ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
 - ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できることとされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できること

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



認定通知におけるポイント(認定通知P3～P9)

〈連携推進法人の行う業務〉

- 連携推進法人になるためには、社会福祉連携推進業務(6業務)のうち、少なくとも1以上の業務を行うことが必要。
- 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。
- 連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的な内容については、認定通知の規定を満たし、かつ関係法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能。

〈地域福祉支援業務〉

- 地域福祉支援業務については、原則として社会福祉事業及び社会福祉を目的とする福祉サービスを行うことはできない。
ただし、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス(社会福祉事業を除く。)であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合には、以下の要件をいずれも満たせば、実施可能。
 - ① 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - ② 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること

〈災害時支援業務〉

- 災害時支援業務には、感染症の発生等の危機的状況への対処も含まれる。

〈その他業務〉

- その他業務については、その内容に特段の制約はないが、連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは不適当。加えて、その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当。

社会福祉連携推進法人の設立に向けた手続フロー

一般社団法人の設立手続

(社会福祉連携推進法人の認定手続)

設立準備

- 定款の内容や役員体制、役員報酬や会費の在り方、業務内容等について検討。
- 一般社団法人の設立と同時に社会福祉連携推進認定の申請を行う場合は、一般社団法人の設立に係る基準のみならず、社会福祉連携推進認定に係る認定基準を踏まえたものを検討することが必要。

公証人による定款の認証

- 原始定款を策定し、公証人による認証を受けることが必要。
- 原始定款において設立時役員を定めなかったときは、公証人の認証後、遅滞なくこれを定める必要。
※ 一般法人法
第十三条 第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

設立時役員の調査

- 設立時役員は、選任後遅滞なく、当該一般社団法人の設立手続が法令又は定款に違反していないかを調査。
※ 一般法人法
第二十条 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

登記

- 主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することにより、一般社団法人が成立。
※ 一般法人法
第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。
 - 第二十条第一項の規定による調査が終了した日
 - 設立時社員が定めた日

設立時社員総会

- 社会福祉連携推進方針や役員報酬規程、会費規程、当該一般社団法人の成立の日における貸借対照表等を承認。社会福祉連携推進評議会の構成員の選任決議。社会福祉連携推進認定があった場合に、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行う決議。
※ 一般法人法
第一百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

社会福祉連携推進認定の申請 (社会福祉法第127条)

- 認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進認定を申請。
- 申請に当たっては、申請書に加え、定款、社会福祉連携推進方針その他社会福祉法施行規則に定める添付書類の添付が必要。

社会福祉連携推進認定 (社会福祉法第128条・第129条)

- 認定所轄庁は、認定を通知し、その旨公示。

名称変更登記 (社会福祉法第130条第2項)

- 一般社団法人の名称から社会福祉連携推進法人の名称への変更を登記。
- 法務局への名称変更登記の申請に当たっては、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付。

※ その他、社会保険や労働保険、税務などの観点から、社会保険事務所や労働基準監督署、税務署等への手続が必要となる。

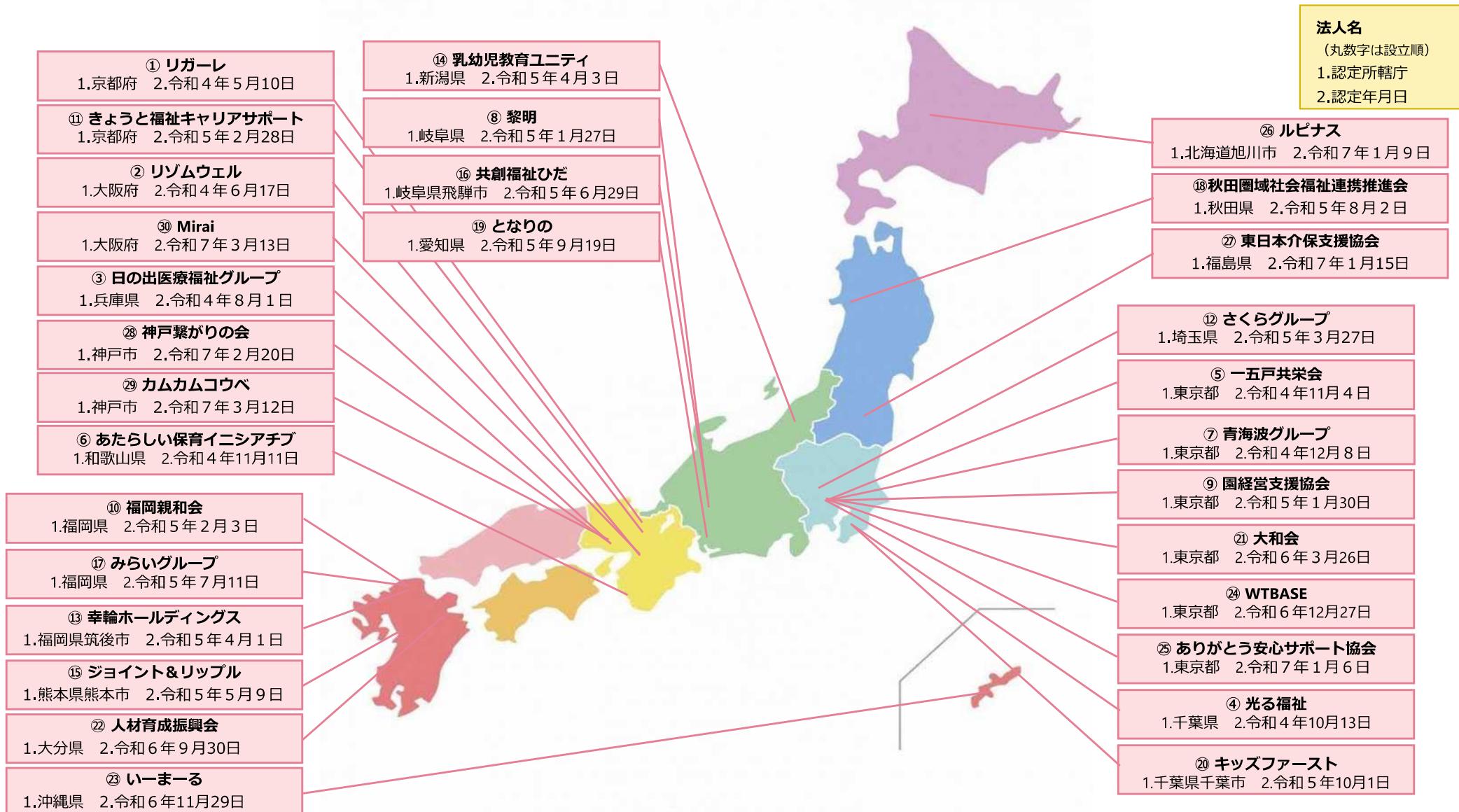
認定所轄庁の区分

	原則	例外		
	右記に該当しない場合	市域のみで事業を行う場合	市域を越えて1の都道府県の区域内で事業を行う場合	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行うものであって、厚生労働省で定める場合
			主たる事務所が指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ① 社員の主たる事務所が全ての地方厚生局にわたり、かつ社会福祉連携推進業務の全てを行うもの（施行規則第40条の4） 又は ② 社員の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うもの（認定通知第5の1）
国	×	×	×	○
都道府県	○	×	×	×
指定都市	×	○	○	×
市	×	○	×	×

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は30法人※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



【社会福祉連携推進法人関連情報1】

社会福祉連携推進法人の制度概要、設立状況等は次の厚生労働省HPを参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html



○前ページまでの本研修資料の出典（上記厚生労働省HPより）

【連携推進法人制度関係】

- ・社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会(令和3年12月21日)資料の
[資料1][資料2][資料3]より抜粋
- ・社会福祉連携推進法人一覧（令和7年3月31日現在）

「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

社会福祉連携推進法人制度に関する動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。

1 制度の説明

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。

視聴は画面をクリック！

または、厚生労働省トップページについて>分野別の政策一覧>福祉・介護・生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度>社会福祉連携推進法人制度

以下の項目を解説しています。

- 社会福祉法人の現状
- 社会福祉連携推進法人について
- 認定所管庁の役割について

2 実践者インタビュー

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。

視聴は画面をクリック！

または、厚生労働省トップページについて>分野別の政策一覧>福祉・介護・生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度>社会福祉連携推進法人制度

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

- 法人間連携による有能な人材確保・人材育成
- 保育所経営の現状・課題と法人間連携
- 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

厚生労働省

ホーム

ガバナンス

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

政策の立場

申請・認定・届出

お問い合わせ

本部へ

右肩メニュー

お問い合わせ窓口

サイトマップ

国際化戦略

Q. 提問

※ 本部へ： 本部窓口へ、本部認定窓口へ、審査に担当、本部認定、審査に担当、本部認定に担当、大臣認定課題課題の担当

社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。

関連動画

社会福祉連携推進法人制度について（令和4年6月1日）

社会福祉連携推進法人制度の運営について（令和4年6月1日）

関係法令・通知

社会福祉連携推進法人制度について（令和4年11月12日厚生労働省社会・医療局長通達）

PDF : 社会福祉連携推進法人制度について（令和4年11月12日厚生労働省社会・医療局長通達）

Word : 国認認可式（一）認定式 [30KB]

Word : 国認可式（二）実績評定書 [42KB]

Word : 国認可式（三）社会基準適合認定申請書類提出 [55KB]

Word : 国認可式（四）社会基準適合認定申請書 [58KB]

PDF : 「社会福祉連携推進法人制度の運営に向けたFAQ（Q&A）」について（令和4年3月10日事務連絡）

PDF : 法人認証第2委員会及び以上に認定する非営利法人との資本を満たす社会福祉連携推進法人制度の取扱いについて（令和4年11月12日厚生労働省社会・医療局長基盤整備課長通達）

Word : 厚生労働省社会・医療局長基盤整備課長通達

PDF : 社会福祉連携推進法人会計算則（令和3年11月12日厚生労働省第122号）

PDF : 分会派連携推進法人会計算則の適用上の取扱いについて（令和4年11月12日厚生労働省社会・医療局長基盤整備課長通達）

PDF : 社会福祉連携推進法人会計算則の適用上の取扱いについて（令和4年11月12日厚生労働省社会・医療局長基盤整備課長通達）

関連情報

・ 個別相談サービスヘルpline

・ 子どもの未来

携帯ホームページ

QRコード

※ 携帯用ホームページへ
これは、厚生労働省社会・医療局長基盤整備課長が「第2回社会基準適合認定申請書類提出」を用意して、主に

〔社会福祉連携推進協議会について〕

- ・社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的
- ・令和5年2月9日に協議会が開催され、厚生労働省のHPに議事概要等公開

○協議会概要（開催要綱より）

■協議事項

- ・社会福祉連携推進法人制度の推進
- ・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について 等

■構成員及び参加者 [資料1][資料2]より抜粋

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。
なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

○令和4年度協議会(R5.2.9) 動画等

令和4年度協議会の、5名の実践者によるプレゼン映像及び8名のパネルディスカッションの議事概要が下記の厚生労働省HPに公開されていますので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31924.html



【社会福祉連携推進法人関連情報2】

- ・社会福祉連携推進法人制度の活用の促進等に関する調査研究
- ・令和6年度社会福祉連携推進シンポジウムの開催について



[下記 PwC コンサルティング合同会社HPに掲載]

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>

※社会福祉連携推進法人認定についてのお願い

1. 社会福祉連携推進法人の設立については、まず、一般社団法人を設立し、その後に、社会福祉連携法人の認定所轄庁に社会福祉連携推進認定を申請することになります。
2. 認定にあたっては認定基準に適合する必要がありますので、設立を検討されている段階で、早めに認定所轄庁にご相談ください。